［四～六　略］

七　「コンクリート等廃棄物」とは、固体状の放射性廃棄物であつて次に掲げるものをいう。

［イ～ハ　略］

八　「管理区域」とは、廃棄物埋設施設の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空気中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

［九～十一　略］

（第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請）

第二条　法第五十一条の二第三項の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能量及び区画別放射能量（廃棄物埋設地を物理的に区画する場合において区画ごとの放射性物質に含まれる放射能量をいう。以下同じ。）を記載すること。

二　法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ　廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備に関する安全確保のための設計（以下「安全設計」という。）の基本的方針（安全機能を有する施設及びその安全機能並びにその安全機能を維持すべき期間に関する事項を含む。）

［略］

ロ　廃棄物埋設施設の一般構造

(1)　［略］

(2)　耐津波構造（第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号）第五条に規定する津波に対して廃棄物埋設施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

火災又は爆発の防止に関する構造

放射性物質の漏出の防止及び低減に関する構造

放射線の遮蔽に関する構造

放射性物質の飛散防止に関する構造

［略］

ハ　廃棄物埋設地の構造及び設備

(1)　構造及び設備（トレンチ処分を行う場合にあつては、廃棄物埋設地への雨水及び地下水の浸入抑制に関するものを含む。）

(2)　［略］

ニ　［略］

ホ　［略］

ヘ　［略］

ト　［略］

［四～六　同上］

七　「コンクリート等廃棄物」とは、容器に封入しておらず、又は容器に固型化していない固体状の放射性廃棄物であつて次に掲げるものをいう。

［イ～ハ　同上］

八　「管理区域」とは、廃棄物埋設施設（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。以下同じ。）の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空気中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

［九～十一　同上］

（第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請）

第二条　法第五十一条の二第三項の申請書（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一　法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。

二　［同上］

［号の細分を加える。］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　耐津波構造（第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号）第五条に規定する津波に対して廃棄物埋設施設の安全性が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

［加える。］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

ハ　［同上］

(1)　構造及び設備

(2)　［同上］

ニ　［同上］

ホ　［同上］

ヘ　［同上］